

東弁29年人第330号

2017年11月30日

内閣府食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

東京弁護士会

会長 browse 玲子

### 人権侵害救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴委員会に対し、下記のとおり勧告いたします。

#### 記

#### 第一 勧告の趣旨

貴委員会が、貴委員会の公式Facebookページ上に2016（平成28）年10月5日まで下記の記述を掲載していたことは、申立人の名誉権を侵害するものです。

よって今後、たとえインターネット上の広報が必要な事項であっても、それが特定人の社会的評価を低下させるものである場合には、その掲載期間に留意し、再びこのような人権侵害をもたらすことのないよう勧告いたします。

#### 記

#### 内閣府食品安全委員会の名称の不正な使用について

Aと名乗る人物が、内閣府食品安全委員会の「アドバイザー」に就任しているとHPで記載する等、内閣府食品安全委員会の名称を不正に使用しているとの情報が当委員会事務局に寄せられました。

当該人物は、内閣府食品安全委員会とは一切関係ありませんので、ご注意をお願いいたします。

また、内閣府食品安全委員会に「アドバイザー」という制度はありません。

内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課

#### 第二 勧告の理由

## 一 認定した事実

- 1 申立人は、2014（平成26）年6月まで、Bグループの株式会社C機構（以下「機構」という。）との間の契約により、同機構の顧問兼プロデューサーの地位にあった。
- 2 1の契約期間中、機構は、申立人個人のホームページを作成し、管理していた。  
2014（平成26）年6月の時点で、当該ホームページのうち申立人の経歴等を記載するページに、申立人に関し、「内閣府食品安全委員会アドバイザー就任」との記載がなされていた。
- 3 貴委員会（以下「食安委」という。）には「アドバイザー」なる制度はなく、申立人自身、食安委のアドバイザーに就任したことはない。
- 4 食安委は、申立人個人のホームページに2のとおり的事実でない内容が記載されていることを確認したため、その記載内容につき広く社会に向けて注意喚起をする目的で、2014（平成26）年6月20日頃、食安委の公式ウェブサイト及び公式Facebookページに、それぞれ、下記のとおりの記事（以下「本件記事」という。）を掲載した。

### 記

#### 内閣府食品安全委員会の名称の不正な使用について

Aと名乗る人物が、内閣府食品安全委員会の「アドバイザー」に就任しているとHPで記載する等、内閣府食品安全委員会の名称を不正に使用しているとの情報が当委員会事務局に寄せられました。

当該人物は、内閣府食品安全委員会とは一切関係ありませんので、ご注意をお願いいたします。

また、内閣府食品安全委員会に「アドバイザー」という制度はありません。

#### 内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課

- 5 申立人は、4の数日後、自身の顧客等からの問い合わせにより本件記事の存在を知り、同月23日頃、食安委に架電した。

その際、食安委の担当者に対し、食安委の公式ウェブサイト上の本件記事の削除を申し入れるとともに、本件記事を同サイトに掲載した理由等を回答するよう求めた。

これに対して食安委の担当者は、削除の対応をせず、かつ、掲載理由の回答もしなかった。

申立人は、同担当者に対し、「ホームページをサイト管理会社へ委託していたが、管理会社が、自身の知らないうちに食品安全委員会のアドバイザーと掲載したようである。管理責任は自分にある。迷惑をかけて申し訳なかった。」旨を回答するなど、「内閣府食品安全委員会アドバイザー就任」という記載が誤ったものであること及びその誤記の責任が自身にあることを認めた。

6 申立人は、5の数日後、機構に対し、申立人個人のホームページの「内閣府食品安全委員会アドバイザー就任」との記載を削除するよう依頼した。

7 同年7月初め頃、申立人個人のホームページの「内閣府食品安全委員会アドバイザー就任」との記載が削除された。これを受け、申立人は、食安委に対し、自身のホームページの記載が訂正されたことを知らせるとともに、改めて本件記述の削除を申し入れた。申立人によると、この削除の申入れはその後何度か行なったとのことである。

8 食安委は、同年10月22日頃、食安委の公式ウェブサイト上の本件記述につき、下記のとおり、申立人の氏名を明示しない表現に変更した。他方、食安委の公式Facebookページについては本件記述の変更はなされなかった。

#### 記

#### 内閣府食品安全委員会の名称の不正な使用について

内閣府食品安全委員会について、「アドバイザー」の名称を不正に使用しているとの情報が当委員会事務局に寄せられておりますが、そのような名称を使用している人物・団体等は、内閣府食品安全委員会とは一切関係ありません。また、当委員会に「アドバイザー」という制度はありません。ご注意をお願いします。

#### 内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課

9 その後申立人は、食安委に対し、8の変更後の記載についても削除を申し入れたが、食安委は対応しなかった。

10 申立人は、2016（平成28）年8月頃、食安委に対し、公式Facebookページ上の本件記述の削除を申し入れた。

11 同年10月5日、食安委は、申立人からの10の申入れを受けて、公式Facebookページから本件記述を削除した。

## 二 判断

### 1 社会的評価の低下の有無

本件記述は、食安委に「アドバイザー」という制度が存在しないにも拘わらず、申立人がその「アドバイザー」に就任しているとホームページで記載する旨を摘

示するものであり、かかる摘示を不特定多数の者が閲覧できる公式ウェブサイト及び公式Facebookページ上に掲載することは、申立人が食安委の名称を不正に使用しているとの印象を与えるものであって、明らかに申立人に対する社会的評価を低下させるものである。

## 2 人権侵害性

もっとも、食安委が、自身の機関に関して事実と反する記載がある場合に、その誤った記載の訂正をすることは、食安委の適切な職務行為であるのみならず、市民の知る権利に奉仕する観点からも必要であるから、食安委が公式ウェブサイト及び公式Facebookページに本件記述を掲載したことが申立人に対する人権侵害にあたるかといえるかについては更なる検討を要する。

そこで以下、①公表目的の正当性、②公表の必要性、③公表内容の真実性の有無、④公表方法の相当性等の諸事情を総合衡量して人権侵害性の有無を判断する。

### (1) 公表目的の正当性

食安委が本件記述を掲載した目的は、食安委に関して、「アドバイザー」という名称を不正に使用されていたため、一般市民に向けて注意喚起を行う点にあったものと認められる。かかる目的は正当であるといえる。

### (2) 公表の必要性

行政機関に関する名称を不正に使用する者がいる場合、被害を未然に防ぐため、正確な情報を直接かつ迅速に提供することは必要なことである。そして、その方法として、ウェブサイトを用いることは極めて有効である。

したがって、食安委が自身の公式ウェブサイト及び公式Facebook上に本件記述を掲載したことには、必要性が認められる。

### (3) 公表内容の真実性

本件記述は、食安委に「アドバイザー」という制度が存在しないにも拘わらず、申立人がその「アドバイザー」に就任しているとホームページに記載している旨の事実を摘示するものであるところ、前記一5のとおり、かかる摘示は真実であると認められる。

### (4) 公表方法の相当性

#### ア 公表手段

食安委は、本件記述を公式ホームページ及び公式Facebookページに掲載しているところ、インターネット上の情報は、即時に伝達され、広域に拡散し、かつ抹消が極めて困難であるため、ある情報が他人の権利を侵害するものである場合、その損害が容易に拡大する危険性をはらんでいる。

したがって、行政機関がその公式ホームページ等に他人の社会的評価の低

下につながる情報を掲載する場合、かかるインターネットの特性に配慮し、慎重であることが要請される。

しかし、本件の場合、食安委に関する名称の不正な使用がインターネット上でなされている以上、それを正す手段として同じくインターネット媒体を用いることは、手段として相当であると認められる。

#### イ 公表内容

本件記述には申立人の実名が挙げられているところ、記載内容に関して注意喚起を行うという前記目的を達成するためには、名称を不正に使用している者を特定することが効果的と考えられ、また、官公庁に係る名称を不正に使用する者の特定は公共の重要な関心事であるといえる。

したがって、本件記述の公表内容はその公表目的等に照らして相当であるといえる。

#### ウ 本件記述の掲載期間

(ア) 本件記述のうち、食安委の公式ウェブサイトの方は、2014（平成26）年10月22日頃にその記載が前記一八のとおり変更された。これは、同年7月初め頃に申立人のホームページから「内閣府食品安全委員会アドバイザー就任」との記載が削除されてから約3か月後にあたる。

そうすると、公式ウェブサイトにおける本件記述の掲載は、その目的に照らして相当な期間内に限定されているといえる。

(イ) 他方、本件記述のうち、食安委の公式Facebookページの方は、食安委自身が公式ウェブサイトの方の本件記述を2014（平成26）年10月22日頃に変更した後もなおそのまま残され、2016（平成28）年8月頃に申立人がその削除を申し入れた後の同年10月5日によりやく削除されている。

思うに、名称の不正使用について注意喚起を行い、一般市民の損害を未然に防止するために、2014（平成26）年7月初め頃に申立人個人のホームページから「内閣府食品安全委員会アドバイザー就任」等の記載が削除された後、一定の期間本件記述を掲載し続けることは、必要かつ相当であると認められる。

しかし、公式ウェブサイト及び公式Facebookページ上に本件記述が掲載されて程なく、2014（平成26）年7月初め頃には申立人個人のホームページから「アドバイザー」等の記載が削除されていることから、その後も2年以上にわたり食安委が公式Facebookページに実名のある本件記述を掲載し続けたことは、掲載期間として長きに失するといわざるを得ない。しかも、食安委

自身、公式ウェブサイトの方の本件記述については2014（平成26）年10月22日頃に申立人の実名のない一般的な注意喚起で足りると判断したことからすれば、どんなに遅くとも2015（平成27）年中には申立人の社会的評価を低下させる本件記述を削除することが求められるのであって、それを超えてなお本件記述を掲載したことは、前記公表目的に照らして公表の必要な期間を大きく超えており、公表の相当性を欠くというべきである。

したがって、食安委が2016（平成28）年10月5日まで公式Facebookページ上に本件記述を掲載していたことは、掲載期間として相当性を欠くものといわざるを得ない。

#### （5）小括

そうすると、食安委による本件記述の掲載行為のうち、公式ウェブサイトに関するものは、公表目的の正当性、公表の必要性、公表内容の真実性及び公表方法の相当性のいずれも認めることができ、当該行為が申立人の人権を侵害するものとはいえない。

他方、公式Facebookページに関するものは、公表目的の正当性、公表の必要性、公表内容の真実性は認められるものの、公表方法の点において、本件記述の掲載期間につき相当性に逸脱があったものといわざるを得ず、よって申立人の名誉権を侵害するものであったというべきである。

### 三 結論

以上の次第であるから、食安委には、その公式Facebookページへの本件記述について申立人に対する人権侵害があったものとして、頭書のとおり、勧告をする。

以 上